

津市耐震改修促進計画（案）について

1 改定の背景

南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性が指摘され、その被害が甚大なものと想定されていることから、本市では、地震による住宅・建築物の被害を軽減し、市民の生命や財産を守るため、平成20年4月に津市耐震改修促進計画を策定し、計画的な耐震化の促進に取り組んできました。この度、本計画の期間が平成27年度末で満了したことから、平成25年5月に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）及び平成28年3月に改定された三重県建築物耐震改修促進計画等の内容を踏まえ本計画を全面改定し、引き続き計画的な耐震化の促進に取り組めます。

2 主な改定内容

(1) 計画期間

平成28年6月から平成33年3月末までとします。

なお、平成28年4月から改定までの期間については、三重県建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化の促進に取り組めます。

(2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物（不特定かつ多数の者等が利用する大規模建築物）については、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁（津市）へ報告することが義務付けられました。また、報告を受けた所管行政庁は当該報告の内容を取りまとめ、公表しなければならないと規定されました。このことから、当該報告の内容を取りまとめ公表するとともに、必要な耐震改修が行われるように促進し、災害に強いまちづくりを進めます。

(3) 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

平成27年12月に三重県耐震改修促進計画が一部改定され、建築物が地震によって倒壊した際に、その建築物の敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路が耐震診断義務化対象路線に指定されました。このことから、耐震診断

義務化対象路線沿道の建築物については、耐震診断を行い、その結果を平成33年3月31日までに所管行政庁へ耐震診断結果を報告することが義務付けられましたので、建物所有者に対して、必要な情報を提供するとともに、当該耐震診断の実施に必要な費用を国及び三重県とともに負担し、災害に強いまちづくりを進めます。

(4) 耐震化の現状と目標

ア 住宅

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）において、住宅の耐震化率を平成27年までに90%、平成32年までに95%とする目標を設定していますが、平成25年住宅・土地統計調査結果を基に国が算出した全国の耐震化率は82%であり、津市の耐震化率は84.9%です。また、平成27年度末での津市の耐震化率は86.0%です。

そこで、本市は、市民の生命や財産を守るため、市内全域を対象に引き続き耐震化の普及啓発戸別訪問を行うとともに、南海トラフを震源域とする巨大地震の被害想定より、多くの建物被害が生じると予測される沿岸部、また、老朽木造住宅が密集している地域に対して、特に重点的に普及啓発を行い、市民一人一人の防災に関する意識を高めることにより、自発的な耐震化の取組を促します。

さらに、耐震性能がない旧耐震基準木造住宅の除却及び建て替えを促進するために、平成27年度より取組を始めた木造住宅除却事業を強く推進することにより、平成32年度末での住宅の耐震化率を国が掲げる95%になるよう国や三重県とともに取り組みます。

イ 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の耐震化については、基本方針に基づき平成27年度末で90%となるように取り組んできました。本市内における平成27年度末での多数の者が利用する建築物（国・県が所有する建築物を除く。）は1,108棟あり、その耐震化率は、92.8%となっています。このことから、平成32年度末の耐震化率の目標を新たに95%と定め、引き続き耐震化の促進に取り組みます。

ウ 市有建築物

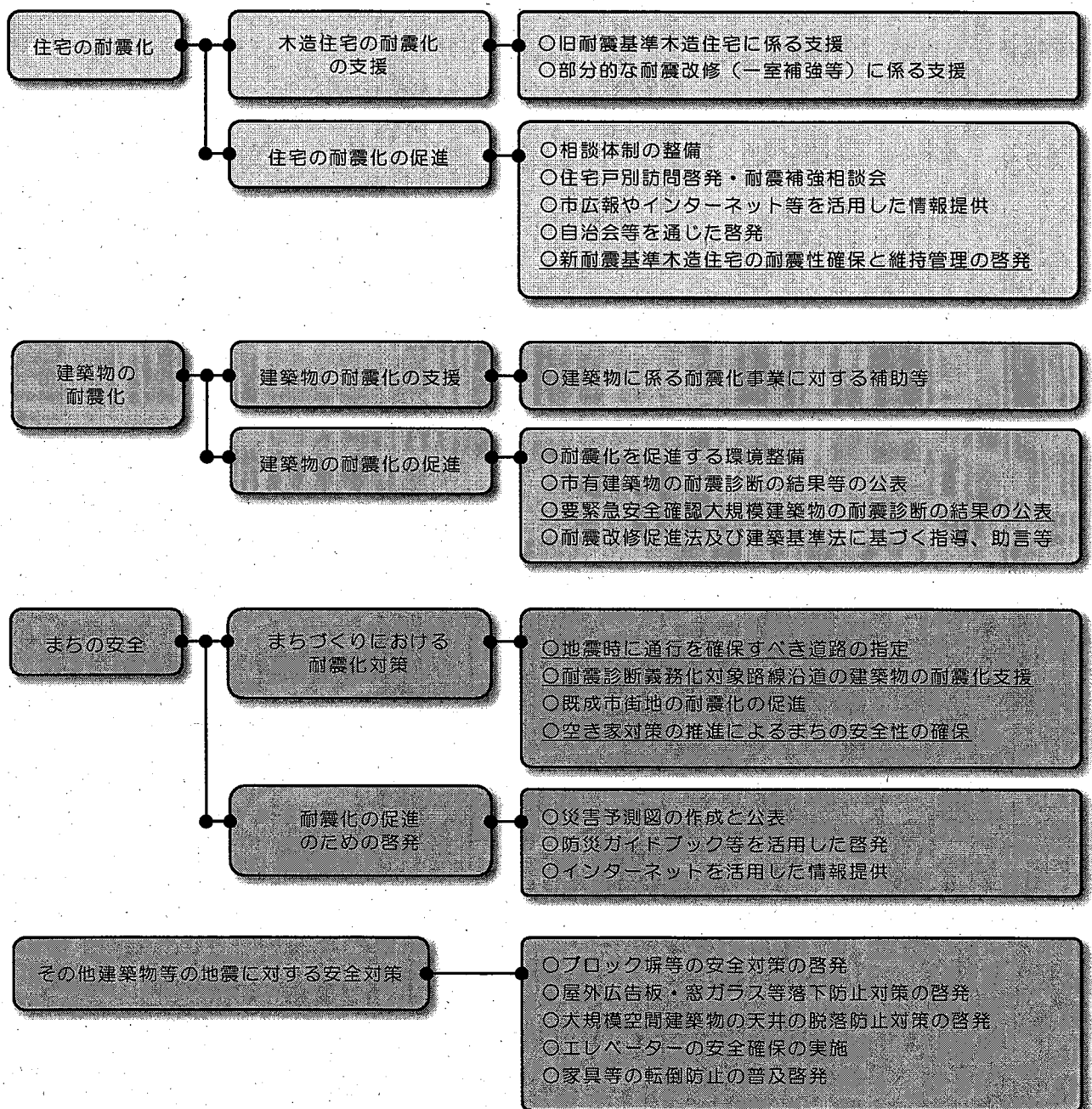
市有建築物の耐震化については、平成27年度末までに100%にす

ることを目標に取り組んできましたが、平成27年度末における耐震化の現状は、1,271棟のうち耐震性がある建築物が1,261棟となっており、耐震化率は99.2%です。このことから、市有建築物の耐震化の目標を平成32年度末までに耐震化率を100%とすることとし、早期に実現するように取り組みます。

3 住宅・建築物等の耐震化のための主な施策

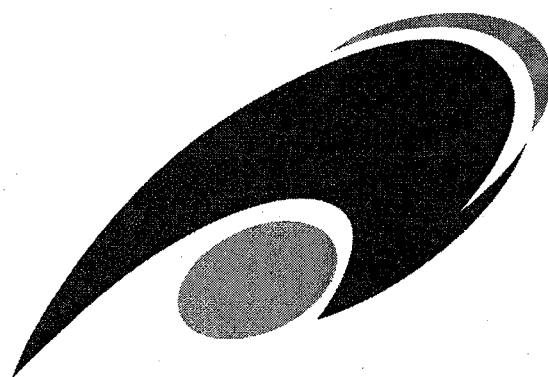
住宅・建築物等の耐震化については、平成32年度末での目標を達成するために、次の施策により耐震化の促進に取り組みます。

なお、下線の施策は、今回の改定において追加した施策を示しています。



津市耐震改修促進計画

<案>



平成 28 年 月

津 市

第1章 はじめに

1 計画改定の背景	1
2 計画の位置付け	2

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等	
(1) 計画の目的	3
(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	3
2 想定される地震と被害の状況	
(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性	7
(2) 想定される地震	8
(3) 想定される建物被害	8
3 耐震化の現状	
(1) 住宅の耐震化の状況	10
(2) 建築物の耐震化の状況	10

第3章 計画の方針

1 基本的な取組方針	
(1) 建物所有者の主体的な取組	12
(2) 市の支援	12
(3) 関係者との連携	12
2 計画の目標	
(1) 住宅の耐震化の目標	12
(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	14
3 施策の体系	17

第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化	
(1) 木造住宅の耐震化の支援	18
(2) 住宅の耐震化の促進	18
(3) 計画的な耐震化の促進	21
(4) 多様な主体との連携	21
2 建築物の耐震化	
(1) 建築物の耐震化の支援	22
(2) 建築物の耐震化の促進	22
(3) 計画的な耐震化の促進	24
(4) 多様な主体との連携	24
3 まちの安全	
(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	25
(2) 耐震化の促進のための普及啓発	27
4 その他建築物等の地震に対する安全対策	
(1) ブロック塀等の安全対策の啓発	28
(2) 屋外広告板・窓ガラス等落下防止対策の啓発	28
(3) 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の啓発	28
(4) 既存エレベーターへの地震時管制運転装置設置の啓発	29
(5) 家具等の転倒防止の普及啓発	29

参考資料

- 1 市及び三重県が実施している補助事業等（平成28年4月現在）
- 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）

第1章 はじめに

1 計画改定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、6,400人を超える犠牲者を出し、そのうち約8割の人が住宅の倒壊等による圧死でした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56年5月31日以前）の建築物に集中し、それらの建築物が集積しているような地域では、道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、平成15年の宮城県北部連続地震、平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、そして平成23年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万8千人以上、全壊12万棟以上、半壊27万棟以上の大きな被害が発生しました。最近では、平成26年の長野県神城断層地震においても多くの住宅被害が発生しています。

一方、南海トラフを震源域とする巨大地震等の発生の切迫性も指摘されており、その被害も甚大なものと想定されています。

このことから、三重県内では、桑名市等の北部2市町と熊野市等の南部8市町のあわせて10市町が、東海地震に係る地震防災対策強化地域に、また、津市を含む県内の全市町が南海トラフ地震地震防災対策推進地域に指定されており、地震防災対策を推進すべき地域に位置付けられています。

国においても、東海地震、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）では、住宅や建築物の耐震改修が最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきとされました。また、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）に、住宅や建築物の耐震化が全国的に取り組むべき社会全体の国家的な緊急課題と位置付けられました。

このような背景の下、建築物に対する指導の強化や耐震改修に係る支援策の拡充を図り、住宅や建築物の計画的かつ緊急な耐震化を促進するため、平成17年11月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、各都道府県において、住宅や建築物の計画的な耐震改修が実施されるよう耐震改修促進計画を策定することとされました。また、市町村においても同様に策定するように努めることとされました。

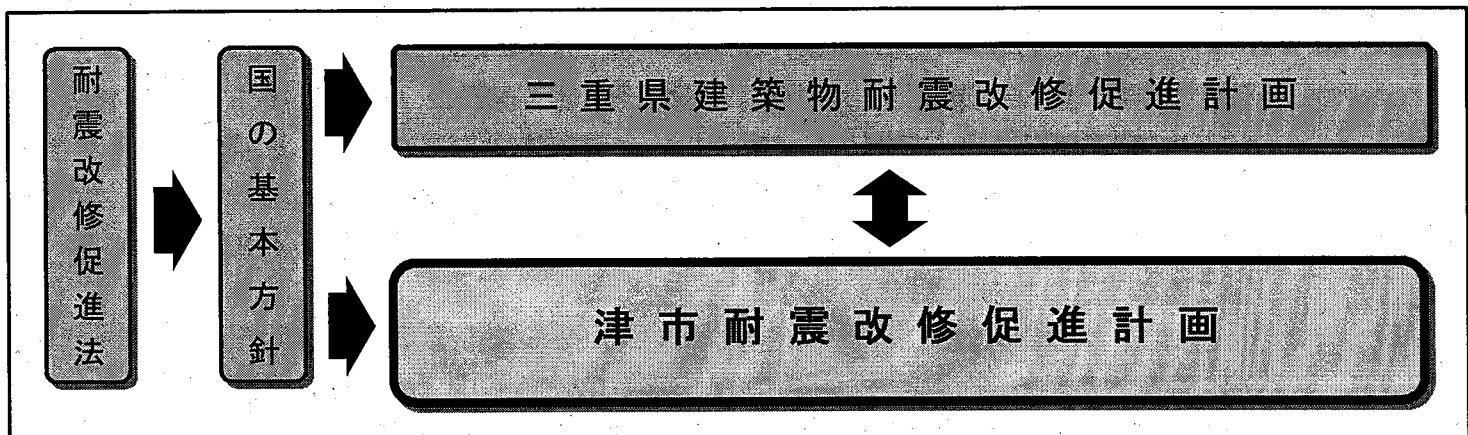
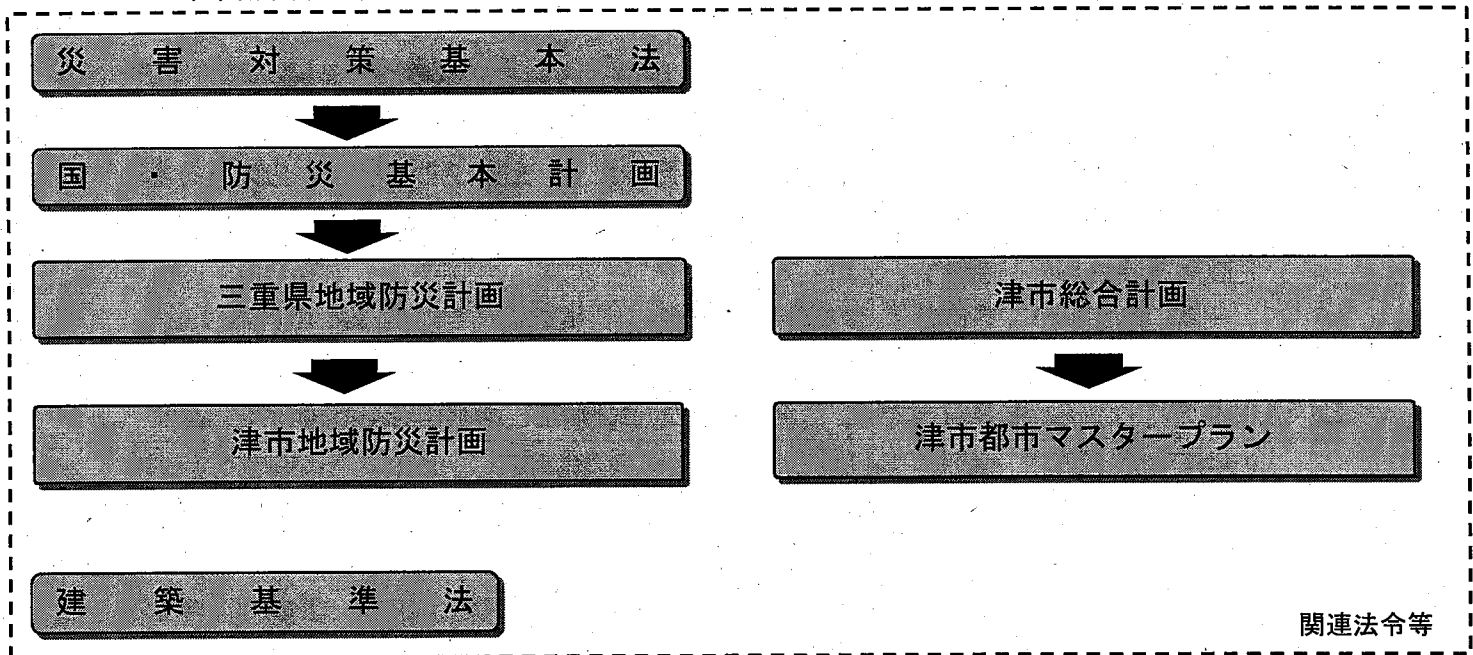
さらに、大規模な地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年11月に耐震改修促進法が改正され、不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務化とその結果の公表や、耐震性の表示制度等が新たに規定されました。

本市では、これらの背景を踏まえ、これまで以上に住宅や建築物の耐震化を推進し、市民の皆さんの生命や財産を守るため、平成28年3月に改定された三重県建築物耐震改修促進計画の内容を踏まえ、平成20年4月に策定した津市耐震改修促進計画を全面改定します。

2 計画の位置付け

津市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、耐震改修促進法第6条に規定する計画であり、三重県建築物耐震改修促進計画に基づくものです。なお、本計画の上位関連計画は、津市総合計画、津市都市マスタープラン及び津市地域防災計画とします。

■津市耐震改修促進計画の位置づけ



※国の基本方針とは、平成18年国土交通省告示第184号（以下「国の基本方針」という。）です。

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにするとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、津市における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命や財産を守るために策定するものです。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

ア 対象区域

本計画の対象区域は、津市全域とします。

イ 計画期間

本計画の計画期間は、平成 28 年 6 月から平成 33 年 3 月までとします。

ウ 対象建築物

本計画では、全ての住宅・建築物を対象とします。特に、昭和 56 年 5 月 31 日以前（※）に建築された住宅及び耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等を対象に耐震化を図ります。

なお、市が所有する建築物（以下「市有建築物」という。）につきましては、第3章2(2)イに基づき耐震化を図ります。

※昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものを「旧耐震基準建築物」という。

参 考

① 住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

② 特定既存耐震不適格建築物等

(1) 特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）

ア 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第14条第2号）

ウ その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条第3号）

(2) 要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条に示される建築物で以下に示すもの

ア 都道府県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災上重要な建築物）（耐震改修促進法第7条第1号）

イ その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）（耐震改修促進法第7条第2号）

ウ その敷地が市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格（耐震不明建築物であるものに限り、(2)イに挙げる建築物であるものを除く。）（耐震改修促進法第7条第3号）

(3) 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条に示される以下に示す建築物で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（要安全確認計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法附則第3条第1号）

イ 地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主に利用する建築物（耐震改修促進法附則第3条第2号）

ウ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法附則第3条第3号）

参 考

【②(1) ア 多数の者が利用する建築物】

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり規定されています。

■多数の者が利用する建築物一覧表

法	政令 第6条 第2項	用 途	規 模
第14条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ床面積 500 m ² 以上
	第2号	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	第3号	第二号以外の学校	階数3以上かつ床面積 1,000 m ² 以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演劇場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿	
		事務所	
		博物館、美術館、図書館	
		遊技場、	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
		工場	
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
		自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
		保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物	
	第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ床面積 1,000 m ² 以上

参 考

【②(1)イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり規定されています。

■危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物一覧表

法	政令 第7条 第2項	危険物の種類		数 量
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は 信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包若しくは空包、信管若しくは 火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500 キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は 煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した 火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆 薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬 に定める数量
	第2号	石油類		危険物の規制に関する政令別表第3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に 掲げる品名及び性質の欄に掲げる性 状に応じ、それぞれ同表の指定数量 の欄に定める数量の10倍の数量
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を 除く。）		
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号 に規定する可燃性液体類		30トン
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号 に規定する可燃性液体類		20 立方メートル
	第5号	マッチ		300 マッチトン
	第6号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除 く。）		2万立方メートル
第7号	圧縮ガス		20 万立方メートル	
第8号	液化ガス		2,000トン	
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒 物（液体又は気体のものに限る。）		20トン	
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒 物（液体又は気体のものに限る。）		200トン	

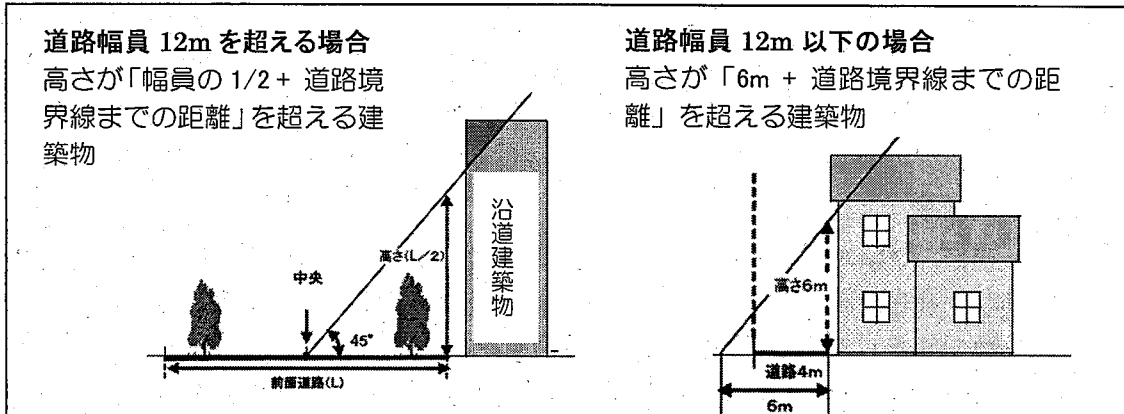
参 考

【②（１）ウ 通行障害既存耐震不適格建築物】

通行障害既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

（ア） 通行障害建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（耐震改修促進法第5条第3項第2号）



（イ） 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの（耐震改修促進法第5条第3項第2号）

（ウ） 対象道路

第4章において記載します。

2 想定される地震と被害の状況

（１） 三重県における大規模地震発生の緊迫性

本市が位置する三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込むプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、慶長9年（1605年）の慶長地震、宝永4年（1707年）の宝永地震、安政元年（1854年）の安政東海地震及び安政南海地震、昭和19年（1944年）の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、天正13年（1586年）の天正地震や安政元年（1854年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（平成26年1月1日時点）

では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を70%程度としており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況にあります。

（2） 想定される地震

市では、平成28年3月に、南海トラフを震源域とする巨大地震について、複数の発生パターンを想定し、また、三重県内に数多く分布する活断層を震源とした地震についても想定し、被害予測等を取りまとめました。

今回は、南海トラフを震源域とする巨大地震に対して、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で三重県に甚大な被害をもたらしてきた歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている過去最大クラスの南海トラフ地震及び理論上最大クラスの南海トラフ地震について、被害想定を行っています。

また、プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。東日本大震災の発生直後にも各地で内陸地震が頻発しました。南海トラフ周辺においても、過去、安政元年（1854年）に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の嘉永7年には、伊賀上野地震が発生しており、約1,300人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。また、三重県内は内陸部でも強い揺れが想定されており、耐震対策は三重県全域にわたって取り組まなければならない必須の対策です。

そこで、三重県内に存在が確認されている活断層のうち、深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層があることから、養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁、断層帯（東部）、頓宮断層を選定し、被害予測を行っています。

（3） 想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火気器具や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して予測結果を示します。

過去最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合では、市全体で約6,570棟の建物に被害が生じ、そのうち、揺れに伴い約2,550棟が全壊し、津波により約2,320棟が流出すると予測されます。地域的には、液状化や津波により沿岸部に多くの建物被害が生じると予測されます。

次に、養老―桑名―四日市断層帯地震が発生した場合では、市全体で約3,130棟の建物に被害が生じ、そのうち、揺れに伴い約1,700棟が全壊し、火災により約720棟が焼失すると予測されます。布引山地東縁断層帯地震では、市全体で約19,610棟の建物に被害が生じ、そのうち、揺れに伴い約14,480棟が全壊し、火災により約4,310棟が焼失すると予測されます。頓宮断層地震では、市全体で約580棟の建物に被害が生じ、そのうち、揺れに伴い約50棟が全壊

すると予測されます。

なお、いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されます。

■ 想定地震における全壊・焼失棟数

(単位:棟)

震源域	南海トラフ (過去最大)	南海トラフ (理論上最大)	養老-桑名-四日 市断層帯	布引山地東縁 断層帯	頓宮断層
最大震度	7	7	6強	7	6弱
揺れ	約 2,550	約 23,950	約 1,700	約 14,480	約 50
液状化	約 730	約 740	約 700	約 730	約 470
津波	約 2,320	約 6,930			
土砂災害	約 50	約 180	約 20	約 90	約 10
火災	約 920	約 5,380	約 710	約 4,310	約 50
計	約 6,570	約 37,180	約 3,130	約 19,610	約 580

3 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査結果（以下「統計調査結果」という。）によると、平成25年の空き家等を除いた市内の居住世帯のある住宅総数は114,530戸です。この統計調査結果を基に、耐震性のある住宅を推計すると97,235戸となり、これを基に算出した「住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は84.9%となります。

一方、耐震性のない住宅は17,295戸（15.1%）と推計され、平成20年統計調査時点の24,181戸（21.9%）から5年間で6,886戸減少しています。

また、同統計調査を基に平成27年度末時点を推計すると、住宅総数116,884戸のうち、耐震性のある住宅は100,470戸（86.0%）、耐震性のない住宅は16,414戸（14.0%）となります。

■津市における住宅耐震化の状況

(単位:戸)

津市における住宅戸数			平成20年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
住宅総数①			110,410	114,530	115,641	116,884
耐震性のある住宅戸数(②+③) (耐震化率=(②+③)/①)			86,229 (78.1%)	97,235 (84.9%)	98,799 (85.4%)	100,470 (86.0%)
昭和56年以降建築②			73,750	87,390	88,988	90,747
昭和55年 以前 建築	耐震性あり	木造住宅(※1)	8,086	6,448	6,533	6,564
		木造以外の住宅(※2)	4,393	3,397	3,278	3,159
		計③	12,479	9,845	9,811	9,723
	耐震性なし	木造住宅(※1)	22,794	16,222	15,807	15,416
		木造以外の住宅(※2)	1,387	1,073	1,035	998
		計	24,181 (21.9%)	17,295 (15.1%)	16,842 (14.6%)	16,414 (14.0%)

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋及び共同住宅です。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

※「平成20年、平成25年住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局)を加工して作成しています。

(2) 建築物の耐震化の状況

津市における多数の者が利用する建築物（国・県が所有する建築物を除く。）は平成27年度末時点で1,108棟あり、その内、新耐震基準で建築された建築物が749棟、旧耐震基準で建築された建築物は359棟となっており、旧耐震基準で建築された建築物の割合は32.4%となっています。

また、津市における多数の者が利用する建築物の耐震化率は、92.8%となっています。

■津市における多数の者が利用する建築物の状況

(単位:棟)

		津市における多数の者が利用する建築物 計	
		市有建築物	民間建築物
建築物総数①		1,108	820
耐震性のある建築物数(②+③)		288	740
(耐震化率=(②+③)/①)		(100%)	(90.2%)
新耐震基準建築②		135	614
旧耐震基準 建築物	耐震性あり③	153	126
	耐震性なし	0	80
	計	153	206

※耐震化率は、昭和 56 年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物と昭和 56 年5月 31 日以前の旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震性があると確認されている建築物との合計が全体に占める割合です。

第3章 計画の方針

1 基本的な取組方針

(1) 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進に当たっては、自助・共助・公助の原則から、建物所有者が自ら取り組む課題であり、また地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

(2) 市の支援

市は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供などの支援を行います。

(3) 関係者との連携

市は、国、県及び関係団体と適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組みます。

2 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）において、国は住宅の耐震化率を平成 27 年までに 90%、平成 32 年までに 95%とする目標を設定していますが、平成 25 年統計調査結果を基に国が算出した全国の耐震化率は 82%であり、津市の耐震化率は前掲のとおり 84.9%です。なお、平成 27 年度末での津市の耐震化率は 86%です。

そこで、市は、市民の皆さんの生命や財産を守るため、市内全域を対象に引き続き耐震化の普及啓発を行うとともに、南海トラフを震源域とする巨大地震の被害想定より、多くの建物被害が生じると予測される沿岸部、また老朽木造住宅が密集している地域に対して、特に重点的に普及啓発を行い、市民一人一人の防災に関する意識を高めることにより、自発的な耐震化の取組を促します。

さらに、耐震性能がない旧耐震基準木造住宅の除却及び建て替えを促進するために、平成 27 年度より取り組みを始めた木造住宅除却事業を強く推進することにより、平成 32 年度末での住宅の耐震化率を国が掲げる 95%になるよう国及び三重県とともに取り組みます。

■ 津市における住宅の耐震化の目標

(単位:戸)

津市における住宅戸数			平成 20 年度末	平成 25 年度末	平成 32 年度末
住宅総数①			110,410	114,530	122,650
耐震性のある住宅戸数(②+③) (耐震化率=(②+③)/①)			86,229 (78.1%)	97,235 (84.9%)	116,500 (95.0%)
昭和 56 年以降建築②			73,750	87,390	99,250
昭和 55 年 以前 建築	耐震性 あり	木造住宅	8,086	6,448	14,690
		木造以外の住宅	4,393	3,397	2,560
		計③	12,479	9,845	17,250
	耐震性 なし	木造住宅	22,794	16,222	5,340
		木造以外の住宅	1,387	1,073	810
		計	24,181	17,295	6,150

※ 「平成20年、平成25年住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局)を加工して作成しています。

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

ア 優先的に耐震化を進める多数の者が利用する建築物の分類

多数の者が利用する建築物については、その用途が多岐にわたります。基本的には、全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていく必要がありますが、いつ発生するか分からない大規模地震に対する対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。

そこで、多数の者が利用する建築物については、「三重県建築物耐震改修促進計画」において示されている次の表による優先順位を踏まえ、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な避難施設、医療施設、災害応急対策の拠点施設等から優先的に耐震化を促進します。

■ 多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類		建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く。）、集会場・公会堂、公益施設（以上、市有建築物に限る。）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I 以外の建築物（付属建築物等）		I の附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く。）、集会場・公会堂（以上、民間建築物に限る。）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I 以外の建築物（付属建築物等）		体育館
C	A, B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等	共同住宅、寄宿舍・下宿
				上記以外	ホテル・旅館、事務所、停車場等
		II	I、II 以外の建築物（付属建築物等）		運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの

※B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの

※C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの

※耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-II

イ 市有建築物の耐震化の状況と今後の対応

多数の者が利用する市有建築物の平成 27 年度末時点での耐震化の状況は、前掲のとおり、288 棟のうち耐震性がある建築物が 288 棟あり、耐震化率 100%です。このことから、多数の者が利用する市有建築物については、引き続き適切に管理を行い、耐震化率 100%を維持します。

なお、市有建築物の中には、多数の者が利用する建築物に該当しない規模の小さな建築物も多くあります。しかし、市有建築物については、災害時の活動拠点や避難施設等として重要な建築物であることから、対象とする建築物は、多数の者が利用する建築物に該当しない建築物も含めます。耐震化にあたっては、原則全ての市有建築物を対象としますが、本計画において優先的に耐震化を推進する市有建築物は、次に示す建築物以外のものを対象とします。

市有建築物の平成 27 年度末時点での耐震化状況は、1,271 棟のうち耐震性がある建築物が 1,261 棟あり、耐震化率 99.2%です。このことから、市有建築物の耐震化の目標は、平成 32 年度末までに耐震化率 100%とします。

優先的に耐震化を推進する市有建築物から除くもの

- ・ 延べ床面積 200 m²未満の建築物（避難所、災害対策関係機関の施設及び市営住宅を除く。）
- ・ 未供用の建築物（倉庫としての利用を含む。）
- ・ 取り壊し予定の建築物
- ・ 多数の者が利用する建築物に該当しない建築物で、かつ本計画以外の他の計画に基づき耐震化を進める建築物（上下水道関係施設）

■市が所有する建築物の防災上の重要度分類による耐震化の状況

(平成 27 年 3 月 31 日時点)

用途分類	重要度による分類	建築物総数	耐震性あり建築物数	耐震化率
A	I	418 棟	416 棟	99.5%
	II	122 棟	122 棟	100%
B	I	234 棟	231 棟	98.7%
	II	3 棟	3 棟	100%
C	I	賃貸住宅等	325 棟	100%
		上記以外	81 棟	93.8%
	II	88 棟	88 棟	100%
計		1,271 棟	1,261 棟	99.2%

ウ 民間建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する民間建築物の平成 27 年度末時点での耐震化の状況は、820 棟のうち耐震性がある建築物が 740 棟あり、耐震化率 90.2%です。

このことから、多数の者が利用する民間建築物の目標は、平成 32 年度末までに耐震化率 95%とすることし、防災上の優先度の高い建築物から耐震化を促進します。

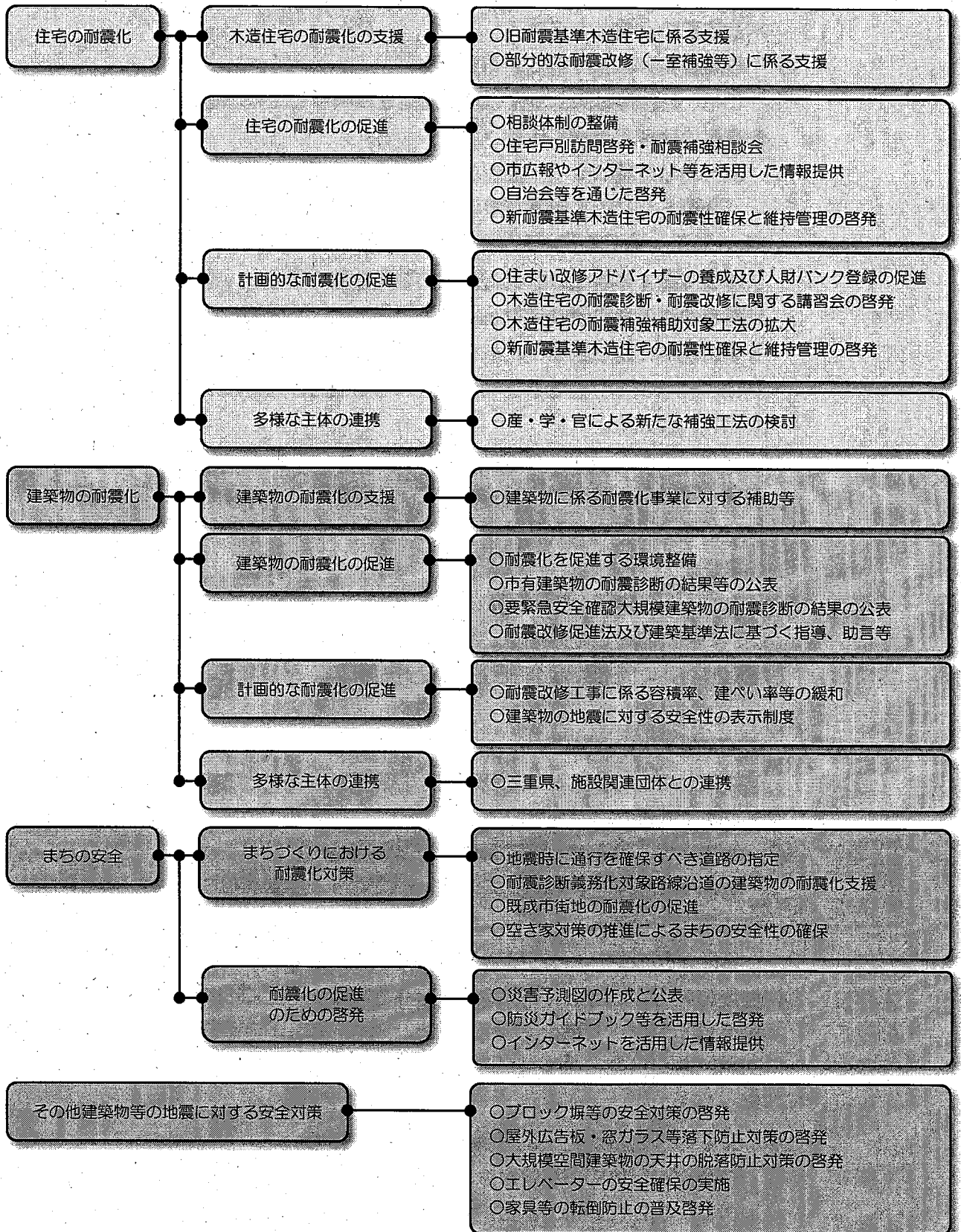
■ 民間の多数の者が利用する建築物の防災上の重要度分類による耐震化の状況

用途 分類	重要度による分類		平成 27 度末時点		
			建築物 総数	耐震性あり 建築物数	耐震 化率
A	Ⅰ		97 棟	94 棟	96.9%
	Ⅱ		0 棟	0 棟	—
B	Ⅰ		100 棟	92 棟	92.0%
	Ⅱ		9 棟	7 棟	77.8%
C	Ⅰ	賃貸住宅等	305 棟	276 棟	90.5%
		上記以外	212 棟	193 棟	91.0%
	Ⅱ		97 棟	78 棟	80.4%
計			820 棟	740 棟	90.2%

※耐震性の有無が未確認の建築物は、耐震性がないものとして計上

3 施策の体系

住宅・建築物等の耐震化については、平成32年度末での目標を達成するために、次の施策により耐震化の促進に取り組みます。



第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

ア 旧耐震基準木造住宅に係る支援

市は、旧耐震基準木造住宅の耐震化を支援するため、補助制度により住宅の耐震化の取組を支援します。

イ 部分的な耐震改修（一室補強等）に係る支援

「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（中央防災会議）において、「特に、建替需要が発生しにくい高齢者等の住宅について、部分的な耐震改修を促進するなどの取組を充実させる必要がある」、「国、地方公共団体は、地震時の建築物の倒壊等から人命を守るため、避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進を図るとともに、部分的な耐震化による安全空間の確保、建築物の完全な倒壊を避ける対策の導入等を推進する必要がある」という見解が示されました。

しかしながら、現在の耐震改修促進法に基づく耐震基準においては、例えば、寝室一室の壁一枚だけの補強は、偏った配置による補強となる場合があり、結果的に住宅全体の耐震性が低下する可能性もあることから、その旨の啓発も行います。

なお、引き続き、費用負担がネックとなって耐震改修をためらう方等のために、安価かつ短期間に設置できる耐震シェルターの設置に係る支援や、倒壊の可能性を下げる簡易耐震補強補助を行います。

(2) 住宅の耐震化の促進

市では、市民の皆さんに住宅の耐震化を啓発するとともに、耐震診断・耐震補強等必要な情報の提供を行います。

ア 耐震診断・耐震補強等に係る相談体制の整備

都市計画部建築指導課において、耐震診断、耐震補強等に関する相談を随時受け付けています。

増改築やリフォーム工事をする際に、使い勝手やデザイン性を優先し、耐震性能を無視して行くと耐震性能を低下させてしまうおそれがあり、また、増改築等とあわせて耐震補強を行うことにより、費用や手間を軽減できるため、相談時に情報提供を行い、増改築等にあわせて耐震補強が行われるよう啓発します。

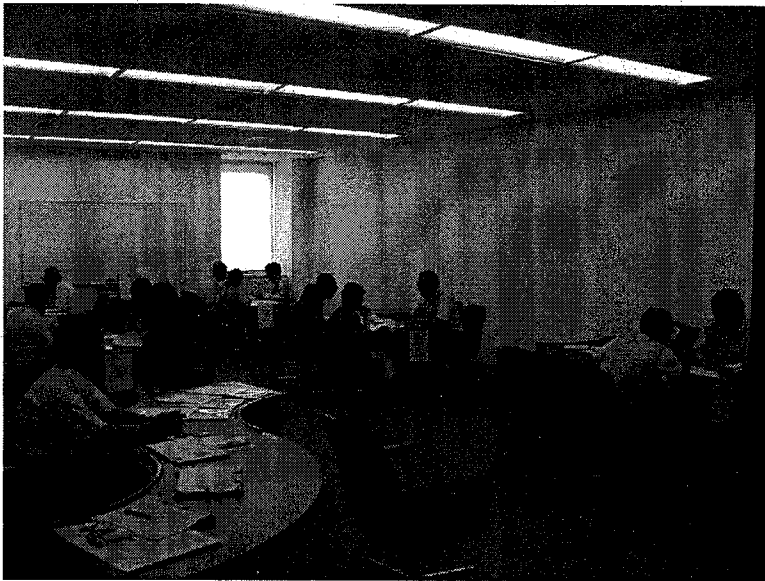
イ 住宅戸別訪問啓発・耐震補強相談会等の実施

耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組であり、最も効果を上げていることから、市内全域を対象に引き続き住宅戸別訪問啓発を行います。特に、沿岸部（津波浸水区域）及び老朽木造住宅が密集している地域を重点的

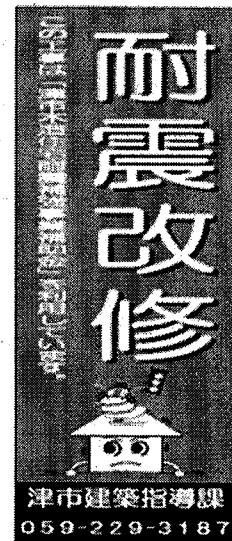
に住宅戸別訪問啓発を行います。

また、耐震診断を終えた方を対象に耐震補強相談会を実施し、耐震補強に関する不安や疑問点を解消していただくことにより、耐震化を促進します。

さらに、耐震補強補助金を活用し、補強工事を実施している住宅に、のぼり旗を掲げていただき、近隣の方に耐震補強を身近に感じていただく取組を実施します。



【耐震補強相談会】



【啓発用のぼり旗】

ウ 市広報、インターネット、各種イベント等を活用した情報提供

広く市民の皆さんに情報を提供するため、広報誌のほか、ホームページで耐震診断及び耐震改修に必要な補助制度等の情報提供を行います。

また、各種イベントを利用し、啓発及び情報提供を行います。



【イベントを利用した啓発等】

エ 自治会等を通じた啓発

住宅・建築物の耐震化を始め、防災に対する取組が広がるためには、市民の皆さんが自ら積極的に活動し、自らの命は自らが、自分たちの地域は自分たちが守るという意識を持つことが重要です。

そのため、自治会や自主防災組織等の地元組織が中心となって、住宅・建築物の耐震化や防災対策に取り組む必要があります。しかし、地元組織においては、耐震化や地震に対する専門的知識が十分でない場合があることから、三重県や専門家と協働し、地元組織の取組に対して支援を行います。

また、地元組織が自主的な防災活動や耐震化に円滑に取り組めるよう、三重県が作成した活動マニュアル「自主防災リーダーハンドブック」を配布し、支援を行います。



オ 新耐震基準木造住宅の耐震性確保と維持管理の啓発

建築基準法施行令に基づく構造関係規定は、これまで、宮城県沖地震を受けた昭和 56 年改正（必要耐力壁量の強化や面材壁倍率という考え方の導入等）と、阪神・淡路大震災を受けた平成 12 年改正（木造住宅の耐力壁の配置バランスや仕口金物等の仕様の明確化等）により強化されてきました。

このような経緯の中、昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までの間に建築された木造住宅については、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合の調査結果（平成 26 年 12 月 17 日）（例えば、「現在の法令に基づく構造規定と照らし合わせると耐力壁量は満足しているものの、耐力壁がバランスよく配置されていない、また、仕口金物が不十分であること等により、耐震性が劣る木造住宅が存在する」等。）や、旧建設省の調査結果（平成 7 年 8 月）（「阪神・淡路大震災では、「昭和 56 年以前」の建物に被害が集中した」等。）が報告されています。

そこで、これらの報告内容を踏まえつつ、木造住宅は非木造住宅に比べ経年劣化が起こりやすい建物であり、維持管理によっては腐食が進むなど、耐震性能が低下することから、建築時に新耐震基準に適合している新耐震基準木造住宅であっても、その耐震性の確保と維持管理は、建物所有者が主体的に取り組んでいただく必要があることを、広く啓発します。

また、新耐震基準木造住宅への耐震化支援補助対象の拡大については、三重県とともに検討を進めます。

(3) 計画的な耐震化の促進

市では、計画的な耐震化の推進のため、市民の皆さんが安心して住宅の耐震化に取り組んでいただけるよう、三重県とともに環境整備等に取り組みます。

ア 住まい改修アドバイザーの養成及び人財バンク登録の促進

三重県では、木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う専門家の技術・知識の向上や、住民相談に対応できる専門家を養成するため、「住まい改修アドバイザー研修」等様々な研修を開催し、アドバイザーの養成が行われていることから、こうした研修等への参加を啓発し、専門家の養成及び「みえの住まいの人財バンク」への登録を促します。

(<http://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/sumai/21/jin-bank/index.shtm>)

イ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習会の啓発

三重県では、耐震診断を行う専門家の育成と診断技術の維持向上を図るため、現在、特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会において、設計、施工者等の事業者を対象とする三重県木造住宅耐震診断マニュアル講習会や耐震診断員更新講習会が開催されています。

今後も、市民の皆さんが安心して耐震診断及び耐震改修に取り組むことができるよう、事業者等に講習会等への参加を呼びかけ、木造住宅耐震診断員登録者数の増加につなげます。

ウ 木造住宅の耐震補強補助対象工法の拡大（安価な工法の採用）

補助対象工法については、平成 24 年度まで、国の基本方針に定められている工法のほか、一般財団法人日本建築防災協会において、その耐震性能について適正と評価された工法のみを補助対象として取り扱ってきました。

しかしながら、昨今、民間において多種多様な工法が開発され、工事費の削減や工期の短縮が可能となってきたことから、平成 25 年度から、このような工法のうち、公的機関等により耐震性能について適正と評価された工法についても補助対象として取り扱うこととしました。

今後も、費用が障害となって耐震改修をためらう方が耐震改修に取り組むことができるよう、安価な工法を初めとした様々な工法の普及に取り組みます。

(4) 多様な主体との連携

三重県では、平成 17 年に、産（建築士等の団体、NPO）、学（三重大学等）、官（県・10 市）の連携により「三重県木造住宅耐震化推進会議」を設置し、効率的、効果的な工法の検討や、新たな補強工法の検討などが行われてきました。市も引き続き当会議に参加し、産・学・官が連携して耐震化の促進に取り組めます。

2 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震化の支援

市では、国等の補助制度を活用するなどし、建築物の耐震化の支援を行います。

(2) 建築物の耐震化の促進

市では、建築物の耐震化の促進のため、耐震診断・耐震改修等に必要な情報提供等を行います。

ア 耐震化を促進する環境整備

(ア) 建築物の所有者への周知

平成25年の耐震改修促進法の改正では、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務が課されました。

そこで、ホームページなどにより、法改正の概要や建築物の耐震化に関する情報提供を行います。

(イ) 相談窓口での情報提供

住宅と同様に、耐震診断・耐震改修に関する支援制度等について、相談を受け付けています。

また、所有する建築物が、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に該当するか否かについて判断を行い、耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行います。

イ 市有建築物の耐震診断の結果及び耐震化状況の公表

市有建築物のうち、耐震化の目標設定の対象となっている建築物の耐震診断結果及び耐震化の実施状況については、ホームページ「津市が所有する公共建築物の耐震化状況」において、公表しています。

ウ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の公表

改正耐震改修促進法により要緊急安全確認大規模建築物については、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁（津市）へ報告することが義務付けられました。改正耐震改修促進法に基づき、公表される要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果について、公表後に耐震改修等が実施された建築物にあっては、公表内容にその旨を付記するなど、所有者が迅速に耐震改修等に取り組んだ成果を公表します。

エ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導、助言

防災拠点の確保や、地震被害の軽減を図るため、原則として、以下の建築物について、重点的に指導等を行います。

なお、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく助言、指導に当たっては、三重県と連携し行います。

- ・ 社会福祉施設、地域防災計画において避難施設・医療施設に指定されている施設及び災害応急対策を実施する拠点となる施設
- ・ 不特定多数の人が避難施設として使用する可能性がある上記以外の施設

- ・地震発生時に閉塞を防ぐべき道路の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物

(ア) 耐震改修促進法による指導、助言等の実施

- ① 耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修促進法による耐震診断の命令等は、次のとおり実施します。

耐震改修促進法第8条第1項及び第2項及び附則第3条第3項に基づく命令及び公表対象となる建築物の所有者に対し、正当な理由がなく、耐震診断を実施しない場合、診断の結果を報告するよう命令し、その旨を公表します。公表は、耐震改修促進法に基づくことを明示し、ホームページへの掲載等によるものとします。

- ② 耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修促進法による耐震改修の指導等は、以下のとおり実施します。

- ・耐震改修促進法第12条第1項及び附則第3条第3項に基づく指導及び助言対象となる建築物の所有者に対し、耐震改修の必要性を説明し、その実施を促します。また、耐震改修の適確な実施を確保する必要があると認められるときは、啓発文書の送付などにより指導及び助言を行います。

- ・耐震改修の適確な実施を確保する必要があると認められ、その必要な耐震改修が行われていないときは、耐震改修促進法第12条第2項及び附則第3条第3項に基づき具体的な事項を記載した文書を交付して指示を行います。

- ・耐震改修促進法第12条第2項及び附則第3条第3項に基づく指示を受けた建築物の所有者が、正当な理由がなく指示に従わず、必要な耐震改修を実施しない場合は、その旨を公表します。公表に当たっては、建物所有者による耐震改修の実実施計画の有無など、計画的な耐震改修の実施の見込みを勘案して判断します。公表は、耐震改修促進法に基づくことを明示し、ホームページへの掲載等によるものとします。

- ③ 既存耐震不適格建築物について、耐震改修促進法による耐震診断及び耐震改修の指導等は、以下のとおり実施します。

- ・耐震改修促進法第15条第1項及び第16条第2項に基づく指導及び助言対象となる既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の必要性を説明して、その実施を促します。また、耐震改修の適確な実施を確保する必要があると認められるときは、確認申請時の指導啓発等の機会を活用し、啓発文書の送付などにより指導及び助言を行います。

- ・耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示対象となる特定既存耐震不適格建築物であり、かつ耐震改修の適確な実施を確保する必要があると認められ、その必要な耐震改修が行われていないときは、具体的な事項を記載した文書を交付して指示を行います。

- ・耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく指示に従わず、必要な耐震改修を実施しない場合は、その旨を公表します。公表に当たっては、建物所有者による耐震改修の実施計画の有無など、計画的な耐震改修の実施の見込みを勘案して判断します。公表は、耐震改修促進法に基づくことを明示し、ホームページへの掲載等によるものとします。

(イ) 建築基準法による勧告又は命令の実施

原則として、耐震改修促進法第12条第3項、第15条第3項又は附則第3条第3項に基づく公表を行ったにもかかわらず、建物所有者が耐震改修を行わない建築物のうち、建築基準法第10条の規定に該当する建築物についてはその建物所有者等に対し、同条の規定に基づく勧告又は命令を行うことを検討します。

(3) 計画的な耐震化の促進

平成25年の耐震改修促進法の改正では、建築物の耐震改修の促進策が複数設けられました。市では、次の耐震改修促進法の各種認定制度を活用して建物の耐震化を促進します。

ア 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和（耐震改修促進法第17条）

これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用出来ない耐震改修工法がありました。

今後、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁（津市）の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率、建ぺい率の特例措置が認められ、耐震改修工法の拡大が図れます。

イ 建築物の地震に対する安全性の認定（耐震改修促進法第22条）

建築物の所有者は、所管行政庁（津市）から、建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に、認定を受けたことを表示できます。

ウ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（耐震改修促進法第25条）

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

これにより、認定を受けた区分所有建築物の耐震改修が、建物の区分所有等に関する法律第17条第1項に規定する共用部分の変更に該当する場合は、区分所有者の集会の決議（過半数）により耐震改修を行うことができるようになります。（3/4以上から過半数に緩和されます。）

(4) 多様な主体との連携

三重県や施設関連団体等と連携し、耐震化に関する情報提供や普及啓発に取り組み、建築物の迅速で効果的な耐震化を促進します。

3 まちの安全

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

ア 地震時に通行を確保すべき道路の指定

(ア) 耐震診断義務化対象路線の指定

耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき、建築物が地震によって倒壊した際に、その建築物の敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、三重県建築物耐震改修計画で耐震診断義務化対象路線が指定されました。

この耐震診断義務化対象路線は、三重県地域防災計画に基づき定められた、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路【別表】です。

この指定により、同法第7条第1項第2号の規定に基づき、耐震診断義務化対象路線沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物(※)は、平成33年3月31日までに、耐震診断を行い、その結果を、所管行政庁(津市)へ報告することが義務付けられました。

(※) P7「通行障害既存耐震不適格建築物」(耐震不明建築物に限る)

(イ) 耐震診断指示対象路線の指定

耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、三重県建築物耐震改修計画で第2次緊急輸送道路が指定されました。

この指定により、耐震改修促進法第14条第1項第3号の規定に基づき、耐震診断指示対象路線沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

(ウ) その他の道路の沿道の耐震化

第1次緊急輸送道路以外の道路の沿道の建築物の耐震化については、市が定める耐震改修促進計画において、同法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき、建築物が地震によって倒壊した際に、その建築物の敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するために、その他の道路を指定することを検討します。

なお、当該道路を指定するにあたっては、三重県と十分な調整を行います。

【別表】三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における、第1次緊急輸送道路一覧表(津市内)

路線 番号	路 線 名	区 間		連 絡 路 線 (拠 点) 名	
		起 点 (市町字名)	終 点 (市町字名)	起 点	終 点
第 1 次 緊 急 輸 送 道 路					
高速自動車道 (中日本高速道路 (株) 管理)					
	伊勢自動車道	亀山市	伊勢市	東名阪自動車道	一般国道23号
一般国道 (国土交通省管理)					
23	一般国道23号	木曽岬町川先	伊勢市宇治浦田町	愛知県境	(主) 伊勢磯部線
23	一般国道23号 (中勢BP)	津市大里窪田町	松阪市小津町	(主) 津関線	一般国道23号
一般国道 (県管理)					
165	一般国道165号	名張市安部田	津市雲出本郷町	奈良県境	一般国道23号
主要地方道					
10	津関線	津市広明町	津市芸濃町楠原	一般国道23号	名阪国道
42	津芸濃大山田線	津市丸之内	津市一色町	一般国道23号	伊勢自動車道
一般県道					
114	上浜高茶屋久居線	津市上浜町	津市上浜町	一般国道23号	三重県津庁舎
114	上浜高茶屋久居線	津市高茶屋小森町	津市久居新町	一般国道165号	陸上自衛隊久居駐屯地

イ 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定された道路の沿道の建築物に対し、耐震改修促進法第10条の規定に基づき、耐震診断の実施に必要な費用を国及び三重県とともに負担します。

ウ 既成市街地の耐震化の促進

想定される地震の被害を軽減させるために、老朽木造住宅が集積している既成市街地、津波浸水予測区域及び避難路沿道を、優先的に耐震化を促進する地域として位置付け、地域の実情に合わせて耐震化を促進します。

特に、老朽木造住宅が密集している、いわゆる密集市街地は、老朽木造住宅が多いことから倒壊の危険性が高いとともに、倒壊により火災が発生するなど、大規模な被害を引き起こす可能性が高い地域です。このような密集市街地においては、避難路となるような道路の整備が不十分なところもあり、住宅の耐震化だけでは、必ずしもまちの安全性が実現されるとは限りません。

このことから、まちの安全性を確保するため、老朽木造住宅の除却・建替、特に空き家の除却についても、耐震化と同様に促進するとともに、除却・建替が困難な建築物については、耐震化とともに不燃化を図るよう普及啓発に取り組みます。

エ 空き家対策

平成25年統計調査結果によると、管理不全の空き家を含む「その他の住宅」は住宅総数の9.2%(約10,600戸)を占め、年々増加の傾向にあります。今後も空き家が一層増加すると予測されていることを踏まえると、管理不全の空き家が今後も増加するものと考えられます。

空き家の倒壊による道路の閉塞等は、緊急車両等の通行・活動に支障をきた

すなど人的被害を拡大させる可能性があることから、現に居住する住宅と同様に、補強による耐震性の確保若しくは除却等により、まちの安全性を確保します。

(2) 耐震化の促進のための普及啓発

ア 災害予測図の作成と公表

過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層を震源とする地震を対象として、地域別の震度予想分布図と液状化危険度予想分布図を作成し公表していきます。

また、三重県では、津波に関し、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定し作成した津波浸水予測図（平成 23 年度版）と、国の中央防災会議が平成 24 年8月に公表した南海トラフ地震の津波断層モデルを用いて県が想定し作成した津波浸水予測図（平成 25 年度版）の2種類を作成し、目的別に公表しています。

これらを基に、地域の災害予測を把握し、適切な地震・津波対策を講じていただくよう啓発に努めます。

イ 防災ガイドブック等を活用した普及啓発

三重県では、いつ発生してもおかしくない東海地震、今世紀前半の発生が懸念されている南海トラフ地震等の大地震、近年多発する台風や集中豪雨による風水害など、さまざまな自然災害等に県民の方々に備えていただくため、三重県防災ガイドブックを改訂し、「わが家の防災メモ・わが家の災害リスク」を新たに作成しています。

三重県防災ガイドブックは、知る・備える・行動するをキーワードとして、県民の方々に地震・風水害の知識を持っていただくこと、地震・風水害への備えをしていただくこと、地震・風水害が発生した際に適切な行動をとっていただくことに役立てていただく内容となっています。

また、「わが家の防災メモ・わが家の災害リスク」は、家族・親戚・知人の連絡先や避難場所など、緊急時に必要な情報をあらかじめ記入しておく「わが家の防災メモ」と、地震や大雨の際に、自宅にどのようなリスクがあるのかを整理しておくための「わが家の災害リスク」が1枚のシートにまとめられています。

市は、これらを活用して、災害から命を守るために平常時からしっかりとした準備を整えていただくように啓発に努めます。

ウ インターネットを活用した情報提供

住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に必要な情報及び耐震診断・耐震改修以外の総合的な建築物の安全対策について、市のホームページや県のホームページ「e-すまい三重」を活用し、情報提供を行っていきます。また、パンフレッ

ト等の配布により耐震診断・耐震改修についての情報提供を行います。
ホームページ「e-すまい三重」：<http://www.pref.mie.lg.jp/jutaku/hp/>

4 その他建築物等の地震に対する安全対策

(1) ブロック塀等の安全対策の啓発

三重県防災対策推進条例第 17 条第 2 項において、「コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀のうち、倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるもの（以下「ブロック塀等」という。）の所有者又は管理者は、当該ブロック塀等について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。」と規定されています。

この規定に基づき、ブロック塀等の所有者等に対し、ブロック塀等の耐震対策の啓発を行います。

(2) 屋外広告板・窓ガラス等落下防止対策の啓発

三重県防災対策推進条例第 17 条第 1 項において、「建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付ける物（以下「広告塔等」という。）の所有者、管理者又は設置者は、落下危険物（当該建築物のタイル等の外装、窓ガラスその他これらに類する物又は広告塔等のうち、落下により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるものをいう。）について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。」と規定されています。

また、同条例第 44 条において、「県は、市町又は落下危険物、ブロック塀等若しくは自動販売機（以下この条において「落下危険物等」という。）にかかわる団体と連携して、落下危険物等の実態を調査するとともに、災害に対する安全性の確保について啓発を行わなければならない。」と規定されています。

この規定に基づき、広告塔等の所有者等に対し、三重県や関係団体と協力し、広告塔等の耐震対策の啓発を行います。

(3) 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の啓発

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発したことを踏まえ、天井の脱落防止対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、既存建築物について、定期報告制度等により状況把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止対策を講じて安全性の確保を図るよう、啓発と指導を行います。

(4) 既存エレベーターへの地震時管制運転装置設置の啓発

建築基準法に基づき、平成 21 年9月 28 日以降に新設するエレベーターには、大規模地震時に乗客の安全を確保するために、エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。それ以前は設置が義務付けられていないため、既存エレベーターへの地震時管制運転装置について、啓発します。

(5) 家具等の転倒防止の普及啓発

住宅・建築物の耐震性が十分であっても、住宅における家具やオフィス・病院等における器具・機材等の転倒により、負傷したり避難や救助活動の妨げになることが考えられます。そのため、誰でもすぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止や固定の方法について、パンフレット等により市民の皆さんに普及啓発を行います。

参考資料

1 市及び三重県が実施している補助事業等（平成 28 年 4 月現在）

（1） 市による木造住宅の耐震化の支援

ア 木造住宅耐震化促進事業

事業名	概要	対象住宅の要件	申請者の要件
木造住宅耐震診断等事業	対象住宅の耐震診断を無料で実施します。	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅（併用住宅・共同住宅・長屋住宅含む。） ・階数が 3 以下のもの ・延べ床面積の過半の部分が、居住の用に供されているもの ・在来軸組工法、伝統工法及び枠組工法により建築されたもの（丸太組工法により建築されたものを除く。）	対象住宅の所有者
木造住宅耐震補強計画事業（設計）	耐震診断の結果、評点が 0.7 未満（倒壊する可能性が高い）と判定された住宅の壁や基礎等を補強するなどにより、評点を 1.0 以上とする補強計画（設計）を行う場合に補助を行います。 ◆補助金額 補強計画に要する費用に 3 分の 2 を乗じて得た額（上限額 16 万円）	・木造住宅耐震診断等事業の対象住宅の要件を満たし、かつ耐震診断の評点が 0.7 未満であったもの	本市の区域内に住所を有する者

事業名	概要	対象住宅の要件	申請者の要件
木造住宅耐震補強事業	耐震診断の結果、評点が0.7未満(倒壊する可能性が高い)と判定された住宅の壁や基礎を補強するなどにより、評点を1.0以上とする補強工事を行う場合に補助を行います。 ◆補助金額 次のア、イの合計額 ア 社会資本整備総合交付金交付要綱に定める額 イ 補強工事に要する費用に2/3を乗じて得た額(上限額 60 万円) (平成 28 年度) ア 11.5%(上限額 41 万 1,000 円) イ 2/3(上限額 60 万円)	・木造住宅耐震診断等事業の対象住宅の要件を満たし、かつ耐震診断の評点が0.7未満であったもの ・1ヘクタール当たり10戸以上の住宅が建て込んだ区域又は市長が指定した避難路(指定される見込みのものを含む。)沿いに建つもの ・現に居住している、又は居住が見込まれるもの	本市の区域内に住所を有し、対象住宅を所有する者
(準耐震補強)	耐震診断の結果、評点が0.7未満(倒壊する可能性が高い)と判定された住宅の壁や基礎を補強するなどにより、評点を0.7以上1.0未満とする補強工事を行う場合に補助を行います。 ◆補助金額 補強工事に要する費用に3分の2を乗じて得た額(上限額 30 万円)	同上	同上
(リフォーム)	木造住宅耐震補強事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行います。 ◆補助金額 リフォーム工事に要する費用に3分の1を乗じて得た額(上限額 20 万円)	・木造住宅耐震補強事業と同時にリフォーム工事を行うもの ・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事(容易に取り外しができるもの、外構工事は除く。)	同上

事業名	概要	対象住宅の要件	申請者の要件
木造住宅除却事業	耐震診断の結果、評点が0.7未満(倒壊する可能性が高い)と判定された住宅等の除却工事を行う場合に補助を行います。 ◆補助金額 次のア、イ及びウの合計額(上限額 30 万円) ア 社会資本整備総合交付金交付要綱に定める額 イ 三重県木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要領に定める定める額 ウ 除却工事に要する費用に3分の1を乗じて得た額(上限額 15 万円)	木造住宅耐震診断等事業の対象住宅の要件を満たし、次のいずれかに該当するもの ア 耐震診断の評点が0.7未満であったもの イ 市長が特に必要と認めるもの	対象住宅の所有者

イ 耐震シェルター設置事業

事業名	概要	対象住宅の要件	申請者の要件
耐震シェルター設置事業	耐震診断の結果、評点が0.7未満(倒壊する可能性が高い)と判定された住宅内に、耐震シェルター(当該住宅が倒壊した場合でも居住者の生命の安全を守る機能を有する構造物)を1階部分に設置する場合に補助を行います。(1世帯1箇所に限る。) ◆補助金額 耐震シェルター設置工事に要する費用に3分の2を乗じて得た額(上限額 25 万円) ただし、三重県型耐震シェルターを設置する場合は、要する費用に3分の2を乗じて得た額(上限額 40 万円)	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅 ・階数が 2 以下のもの ・木造住宅耐震診断等事業の耐震診断の結果が、評点0.7未満であったもの ・木造住宅耐震補強事業補助金の交付を受けていないもの	本市の区域内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯の者 ア 65 歳以上の高齢者のみの世帯 イ 障がいのある者と同居している世帯 ※障がいのある方とは、「身体障害者手帳の級が1級から3級」、「精神障害者保健福祉手帳の級が1級」、「要介護認定の区分が3から5」、「療育手帳の区分がA」のいずれかに該当する者。

対象となる耐震シェルター等

名 称	会 社 名
木質耐震シェルター	(株)一条工務店
防災ベット BB-002	(株)ニッケン鋼機
介護ベット用防災フレーム	(株)ニッケン鋼機
耐震シェルター「レスキュールーム」	(有)ヤマニヤマショウ
耐震TB シェルター「鋼耐震」	東武ボウサイ(株)
安心防災ベット枠A・B	フジワラ産業(株)
耐圧ベッドルーム型シェルター	(株)エヌ・アイ・ピー
ウッド・ラック(WOOD-LUCK)	新光産業(株)
耐震シェルター「ハイルナー」	(株)スリー・ユー
木造軸組耐震シェルター「剛健」	(有)宮田鉄工
シェル太くん工法	(株)ヤマヒサ
シェルキューブ	(株)デリス建築研究所
耐震シェルター「安全ボックス」	(株)アップルホーム
三重県型「耐震シェルター」	三重県型「耐震シェルター」普及促進協議会の講習会修了者

(2) 建築物の耐震化の支援

ア 市の支援

建築物耐震化促進事業

事業名	概要	対象建築物の要件
避難所等建築物 耐震診断事業	避難所、一時避難場所等の施設として利用が見込まれる民間の建築物の耐震診断を行う場合に、補助を行う。 ◆補助金額 耐震診断に要する費用に3分の2を乗じて得た額 (上限額3万円)	・昭和56年5月31日以前に着工された木造のもの ・避難所、一時避難場所等の施設として利用が見込まれる民間のもの

イ 三重県の支援

建築物に係る耐震化支援事業等の概要

(平成28年3月現在)

事業名	概要	補助率等
地域減災力強化 推進補助金(避難 所総合整備推進 事業)	昭和56年5月31日以前に建築された公共的施設(自治体が所有するものを除く。)のうち、市町地域防災計画で避難所に指定されている建築物の耐震化事業(耐震診断、耐震補強計画、設計、耐震補強工事)に対して、その費用の一部を補助する。	【負担比率】 県 1/2、市町 1/2 ※上限有り。上記負担割合は市町の負担額による。
医療施設耐震化 整備促進事業補 助金(医療施設耐 震診断促進事業、 医療施設耐震設 計促進事業、医療 施設耐震補強整 備事業)	以下に該当する病院の耐震化事業(耐震診断・耐震設計・耐震補強工事)に対して、その費用の一部を補助する。 ・災害拠点病院 ・病院群輪番制参加病院 ・各市町で唯一の病院 ・離島、へき地診療所 (以下「地域の拠点となる医療施設」という。)	【負担比率】 県 1/3、事業者 2/3 ※上限有り。
医療施設耐震化 整備促進事業補 助金(医療施設耐 震整備事業)	地域の拠点となる医療施設のうち、国庫補助事業(医療提供体制施設整備交付金等)により交付金等を受ける医療施設耐震整備(必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費)に対して、その費用の一部を補助する。	【負担比率】 国 1/2、県 1/3、事業者 1/6 ※上限あり。

児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金	地震発生時等に自力で避難することが困難な者が入所する児童福祉関係施設(乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設)において、入所する者の安全安心を確保するために必要な耐震診断を行う施設に対して、その費用の一部を補助することにより、児童福祉関係施設の耐震化の推進を図る。	【負担比率】 国 1/3、県 1/3、事業者 1/3 ※上限有り。
私立学校校舎等耐震化整備費補助金	私立学校(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)の校舎等の耐震化(耐震診断・耐震補強計画策定・耐震補強設計・耐震補強工事・耐震改築工事)および危険性の高い非構造部材の耐震対策に取り組む学校法人に対して支援を行う。	【負担比率】 (診断)県 1/2、事業者 1/2 (設計)県 1/4、事業者 3/4 (工事)国 1/3、県 1/4、事業者 5/12 ※上限有り。
大規模建築物耐震改修事業費補助金(大規模建築物耐震対策促進事業)	耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物のうち、次のいずれかに該当する建築物に対する耐震改修の支援を行う。 ①災害時に避難所として活用される建築物 ②災害時に自力で避難が困難な避難弱者が利用する建築物	【負担比率】 国 1/3、県 5.75%、市町 5.75% ※上限有り。
環境・防災対策等促進資金【融資】	県内に主たる事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでおり、かつ事業税等県税を完納している中小企業者及び組合であって、次のいずれかに該当するとして知事の認定を受けた方に一定の融資を行う。 ①既存の工場、倉庫、店舗及び事務所の耐震性を把握するための耐震診断、適切な補強方法の検討をするための補強計画又は補強計画に適合した改修工事を実施するための耐震改修設計 ②既存の工場、倉庫、店舗及び事務所の耐震性を向上させるための改修・補強 ③機械、器具、商品等の転倒、転落等の防止措置 その他	融資利率 1.4 又は 1.45 保証料 0.45～1.50 融資限度額 (設備資金) 5,000 万円 (運転資金) 500 万円 融資期間 (設備資金) 10 年以内(措置1年以内) (運転資金) 5年以内

(3) 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援
避難路沿道建築物耐震診断事業の概要

事業名	概 要	補助率
避難路沿道建築物 耐震診断事業	耐震診断義務化対象路線の沿道の通行 障害既存耐震不適格建築物で、昭和 56 年5月31日以前に新築の工事に着手し た建築物に対する耐震診断の補助を行 う。	国 1/2、県 1/4、市町 1/4

2 建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第百二十三号)

最終改正：平成二六年六月四日法律第五四号

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等（第四条—第六条）

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置（第七条—第十六条）

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定（第十七条—第二十一条）

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等（第二十二条—第二十四条）

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等（第二十五条—第二十七条）

第七章 建築物の耐震改修に係る特例（第二十八条—第三十一条）

第八章 耐震改修支援センター（第三十二条—第四十二条）

第九章 罰則（第四十三条—第四十六条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理

解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条

例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の

地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕(同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするもので

あり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこと

となることがやむを得ないと認められるものであること。

- 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

- 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

- 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第十八条 計画の認定を受けた者(第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する建築物をいう。以下同じ。)の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。)は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。)の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧告して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていない

と認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の

業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程(以下「債務保証業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごと

に経理を区分して整理しなければならない。

一 債務保証業務及びこれに附帯する業務

二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。

二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
 - 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
 - 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
 - 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
- 第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全

確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則 （平成八年三月三十一日法律第二一号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一七年七月六日法律第八二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年一月七日法律第一二〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の

行為とみなす。

- 2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手續について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手續については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年五月二九日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手續等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震

改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二六年六月四日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）

（平成 18 年 1 月 25 日 国土交通省告示第 184 号）

最終改正：平成 28 年 3 月 25 日 国土交通省告示第 529 号

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月中央防災会議決定）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被

害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）においては、10 年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている

旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

□ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わ

かったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望まし

い。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2

項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成 27 年 12 月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成 25 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 5,200 万戸のうち、約 900 万戸（約 18 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 82 パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15 年の約 1,150 万戸から 10 年間で約 250 万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは 10 年間で約 55 万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第 14 条第 1 号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約 42 万棟のうち、約 6 万棟（約 15 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 85 パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成 28 年 3 月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95 パーセントにすることを目標とするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を 95 パーセントとするためには、平成 25 年から平成 32 年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約 650 万戸（うち耐震改修は約 130 万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 3 倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約 4 万棟（うち耐震改修は約 3 万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 2 倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために

必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県

は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第2号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として

定めることが考えられる。

また、同項第4号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第28条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第6条第1項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、

可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第5条第7項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

□ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。

なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成

17 年法律第 120 号) の施行の日 (平成 18 年 1 月 26 日) から施行する。

2 平成 7 年建設省告示第 2089 号は、廃止する。

3 この告示の施行前に平成 7 年建設省告示第 2089 号第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則 (平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成 25 年 11 月 25 日) から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号)

この告示は、公布の日から施行する。

三重県建築物耐震改修促進計画と津市耐震改修促進計画との主な相違点

1 住宅の耐震化の現状と目標設定

三重県及び本市は、国の基本方針に基づき、平成27年度末までに耐震化率を90%にすることを目標にこれまで取り組んできました。耐震化の現状及び平成32年度末での目標は次のとおりです。

(1) 耐震化の現状

	三重県 (平成26年度末)	津市 (平成27年度末)
耐震化率(※)	81.9%	86.0%

※耐震化率…住宅総数に占める耐震性のある住宅戸数

(2) 目標設定

国の基本方針の改正により、平成32年度末までに耐震化率を95%にするという目標が掲げられました。これに対して、三重県は、県下の耐震化の現状を鑑み、国が掲げる95%に少しでも近づけられるように取り組むとしつつ、木造住宅耐震補強補助事業等の施策の効果がより現れる指標として、「昭和55年以前に建築された住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合(平成25年度比)」という新たな指標を設定しましたが、本市は、市民の生命や財産を守るため、平成32年度末での住宅の耐震化率の目標を国が掲げる95%と設定します。

2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標設定

三重県及び本市は、国の基本方針に基づき、平成27年度末までに耐震化率を90%にすることを目標に取り組んできました。耐震化の現状及び平成32年度末での目標は次のとおりです。

(1) 耐震化の現状

	三重県 (平成26年度末)	津市 (平成27年度末)
耐震化率	85.7%	92.8%
県有建築物	100%	対象外
市有建築物	96.7%	100%
民間建築物	79.7%	90.2%

(2) 目標設定

国の基本方針の改正により、平成３２年度末までに耐震化率を９５％にするという目標が掲げられました。これに対して、三重県は、多数の者が利用する県有建築物が、前掲のとおり、既に耐震化率１００％であることから、引き続き適切な維持管理に努めるとし、また、多数の者が利用する民間建築物の目標は、平成３２年度末までに耐震化率を９５％とする目標を設定しました。

本市につきましては、多数の者が利用する市有建築物が、前掲のとおり、既に耐震化率１００％であることから、引き続き適切に管理を行い、耐震化率１００％を維持することとし、また、多数の者が利用する民間建築物は、平成３２年度末までに耐震化率を９５％とする目標を設定します。

平成３２年度末の目標	三重県	津市
県有建築物	—	対象外
市有建築物	１００％	１００％
民間建築物	９５％	９５％